

「仮想通貨の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

(下線部分変更)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>暗号資産の取扱いに関する規則</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、会員が<u>暗号資産関連取引の対象として取り扱う暗号資産</u>（以下「<u>取扱暗号資産</u>」という。）の決定及び廃止その他<u>暗号資産の取扱い業務</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p><u>仮想通貨の取扱いに関する規則</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、会員が<u>仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引の対象として取り扱う仮想通貨</u>（以下「<u>取扱仮想通貨</u>」という。）の決定及び廃止その他<u>仮想通貨の取扱い業務</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> |
| <p>第2章 取扱審査の体制 (取扱審査) 第2条 会員は、<u>取扱暗号資産</u>の審査に関する社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の社内規則の策定にあたっては、次の各号に掲げる事項（以下「必要審査項目」という。）を審査項目に含めなければならない。</p> <p>(1) 取扱<u>暗号資産</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ 発行状況に関する事項ロ 取引状況に関する事項ハ 利用状況に関する事項 <p>(2) 会員の社内体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ <u>暗号資産</u>の安全管理体制に関する事項ロ <u>暗号資産</u>の技術対応能力に関する事項ハ 自社の取引処理能力に関する事項 <p>(3) 財務耐久性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">ホ 需要見込みに関する事項ヘ 利用者との利益相反に関する事項 | <p>第2章 取扱審査の体制 (取扱審査) 第2条 会員は、<u>取扱仮想通貨</u>の審査に関する社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の社内規則の策定にあたっては、次の各号に掲げる事項（以下「必要審査項目」という。）を審査項目に含めなければならない。</p> <p>(1) 取扱<u>仮想通貨</u>に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ 発行状況に関する事項ロ 取引状況に関する事項ハ 利用状況に関する事項 <p>(2) 会員の社内態勢に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ <u>仮想通貨</u>の安全管理体制に関する事項ロ <u>仮想通貨</u>の技術対応能力に関する事項ハ 自社の取引処理能力に関する事項 <p>(3) 財務耐久性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">ニ 財務耐久性に関する事項ホ 需要見込みに関する事項ヘ 利用者との利益相反に関する事項 |
| | |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>ト 取扱い開始時の価格決定方法及び取引条件に関する事項</p> <p>チ 利用者への情報提供及び説明に関する事項</p> <p>3 会員は、取扱<u>暗号資産</u>を取り扱った場合に直面し得るリスク（以下「取扱リスク」という。）を包括的かつ具体的に検証の上、<u>暗号資産</u>に係る取扱リスクを特定しなければならない。</p> <p>4 会員は、前項に基づき特定した取扱リスクを、必要審査項目に基づいて適切に評価の上、<u>当該暗号資産</u>の取扱いの適否を審査しなければならない。また、会員は、本規則の施行時点で取扱いを開始している<u>暗号資産</u>についても、取扱いの適否を審査するよう努めなければならない。当該審査の結果、取扱いが不適切と判断される場合には、利用者の利益保護に十分配慮しつつ、第5章の規定に従い、取扱いを廃止しなければならない。</p> | <p>ト 取り扱い開始時の価格決定方法及び取引条件に関する事項</p> <p>チ 利用者への情報提供及び説明に関する事項</p> <p>3 会員は、取扱<u>仮想通貨</u>を取り扱った場合に直面し得るリスク（以下「取扱リスク」という。）を包括的かつ具体的に検証の上、<u>仮想通貨</u>に係る取扱リスクを特定しなければならない。</p> <p>4 会員は、前項に基づき特定した取扱リスクを、必要審査項目に基づいて適切に評価の上、<u>当該仮想通貨</u>の取扱いの適否を審査しなければならない。また、会員は、本規則の施行時点で取扱いを開始している<u>仮想通貨</u>についても、取扱いの適否を審査するよう努めなければならない。当該審査の結果、取扱いが不適切と判断される場合には、利用者の利益保護に十分配慮しつつ、第5章の規定に従い、取扱いを廃止しなければならない。</p> |
| | (社内体制) | (社内態勢) |
| 第3条 | <p>会員は、取扱<u>暗号資産</u>を審査するに際して、次の各号に定める<u>体制</u>を整備しなければならない。</p> <p>(1) 前条第3項に基づき取扱リスクを包括的かつ具体的に検証し、特定できる専門的知見を有する人材の確保</p> <p>(2) 前条第4項に基づき審査を行う部門（以下「取扱審査部門」という。）並びにその責任者及び担当役員の設置</p> <p>(3) 取扱<u>暗号資産</u>の審査結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、当該意思決定機関の下で最終的な取扱いの可否が決定される手続の確保</p> <p>(4) 取扱<u>暗号資産</u>の審査過程及び審査結果に係る資料の保存</p> | <p>会員は、取扱<u>仮想通貨</u>を審査するに際して、次の各号に定める態勢を整備しなければならない。</p> <p>(1) 前条第3項に基づき取扱リスクを包括的かつ具体的に検証し、特定できる専門的知見を有する人材の確保</p> <p>(2) 前条第4項に基づき審査を行う部門（以下「取扱審査部門」という。）並びにその責任者及び担当役員の設置</p> <p>(3) 取扱<u>仮想通貨</u>の審査結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、当該意思決定機関の下で最終的な取扱いの可否が決定される手続の確保</p> <p>(4) 取扱<u>仮想通貨</u>の審査過程及び審査結果に係る資料の保存</p> |
| 2 | <p>会員は、取扱審査部門並びにその責任者及び担当役員を、営業部門から独立させるものとし、取扱<u>暗号資産</u>の審査を行うに際しては、取扱審査部門と営業部門</p> | <p>会員は、取扱審査部門並びにその責任者及び担当役員を、営業部門から独立させるものとし、取扱<u>仮想通貨</u>の審査を行うに際しては、取扱審査部門と営業部門</p> |

| | |
|---|---|
| <p>が相互に牽制が図られる<u>体制</u>（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。</p> | <p>が相互に牽制が図られる態勢（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。</p> |
| <p>第3章 新規取扱 (取扱いに慎重な判断を要する<u>暗号資産</u>)</p> | <p>第3章 新規取扱 (取扱いに慎重な判断を要する<u>仮想通貨</u>)</p> |
| <p>第4条 会員は、取り扱おうとする<u>暗号資産</u>の特性に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その適否を慎重に判断しなければならない。</p> | <p>第4条 会員は、取り扱おうとする<u>仮想通貨</u>の特性に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その適否を慎重に判断しなければならない。</p> |
| <p>(1) 法令又は公序良俗に違反する方法で利用されている又は利用されるおそれが高い<u>暗号資産</u> (2) 犯罪に利用されている又は利用されるおそれが高い<u>暗号資産</u> (3) マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されている又は利用されるおそれが高い<u>暗号資産</u></p> | <p>(1) 法令又は公序良俗に違反する方法で利用されている又は利用されるおそれが高い<u>仮想通貨</u> (2) 犯罪に利用されている又は利用されるおそれが高い<u>仮想通貨</u> (3) マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されている又は利用されるおそれが高い<u>仮想通貨</u></p> |
| <p>2 会員は、取り扱おうとする<u>暗号資産</u>の特性及び会員自身の<u>体制</u>に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該<u>暗号資産</u>を取り扱ってはならない。</p> | <p>2 会員は、取り扱おうとする<u>仮想通貨</u>の特性及び会員自身の態勢に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該<u>仮想通貨</u>を取り扱ってはならない。</p> |
| <p>(1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる<u>暗号資産</u> (2) 当該会員において、公認会計士又は監査法人による適切な監査が実施できない又は困難な<u>暗号資産</u> (3) 当該会員において、システム上その他安全な管理及び出納ができない又は困難な<u>暗号資産</u> (4) 前各号のほか、当該会員において資金決済法（以下、「法」という。）上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難な<u>暗号資産</u></p> | <p>(1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる<u>仮想通貨</u> (2) 当該会員において、公認会計士又は監査法人による適切な監査が実施できない又は困難な<u>仮想通貨</u> (3) 当該会員において、システム上その他安全な保管及び出納ができない又は困難な<u>仮想通貨</u> (4) 前各号のほか、当該会員において資金決済法上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難な<u>仮想通貨</u></p> |
| <p>3 会員は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である<u>暗号資産</u>については、第1項第3号又は前項第2号に該当するおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、当該<u>暗号資産</u>を取り扱ってはならない。</p> | <p>3 会員は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である<u>仮想通貨</u>については、第1項第3号又は前項第2号に該当するおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、当該<u>仮想通貨</u>を取り扱ってはならない。</p> |
| <p>(協会への届出)</p> | <p>(協会への届出)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第5条 会員は、新たな<u>暗号資産</u>の取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)協会が別に作成する審査報告書 (2)協会が別に作成する当該<u>暗号資産</u>の概要説明書（以下「概要説明書」という。） (3)当該<u>暗号資産</u>に関して利用者に開示・提供する資料等 (4)当該<u>暗号資産</u>に係るホワイトペーパーその他当該<u>暗号資産</u>の内容を説明した資料 (5)当該<u>暗号資産</u>の流通状況に関する資料(流通実績がある場合に限る。) (6)当該<u>暗号資産</u>に関連する事件・事故に関する資料 (7)当該<u>暗号資産</u>の管理に関する社内規則や事務マニュアル等を記した書面 (8)当該<u>暗号資産</u>の管理に関する社内検証を行った資料 (9)当該<u>暗号資産</u>を取り扱う<u>暗号資産</u>の売買等の概要書 (10)概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面 (11)当該<u>暗号資産</u>の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料 (12)その他協会が提出を求める書面又は資料 <p>2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該<u>暗号資産</u>の取扱いを開始することについて、協会が異議を述べた場合においては、当該<u>暗号資産</u>の取扱いを開始してはならない。</p> <p>3 協会は、前項に基づき異議を述べるにあたっては、会員から届出のあった<u>暗号資産</u>の取扱いの適否を判断するために必要な調査を行うものとする。</p> | <p>第5条 会員は、新たな<u>取扱仮想通貨</u>の取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)協会が別に作成する審査報告書 (2)協会が別に作成する当該<u>仮想通貨</u>の概要説明書（以下「概要説明書」という。） (3)当該<u>仮想通貨</u>に関して利用者に開示・提供する資料等 (4)当該<u>仮想通貨</u>に係るホワイトペーパーその他当該<u>仮想通貨</u>の内容を説明した資料 (5)当該<u>仮想通貨</u>の流通状況に関する資料(流通実績がある場合に限る。) (6)当該<u>仮想通貨</u>に関連する事件・事故に関する資料 (7)当該<u>仮想通貨</u>の管理に関する社内規則や事務マニュアル等を記した書面 (8)当該<u>仮想通貨</u>の管理に関する社内検証を行った資料 (9)当該<u>仮想通貨</u>を取り扱う<u>仮想通貨</u>の売買等の概要書 (10)概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面 (11)当該<u>仮想通貨</u>の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料 (12)その他協会が提出を求める書面又は資料 <p>2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該<u>仮想通貨</u>の取扱いを開始することについて、協会が異議を述べた場合においては、当該<u>仮想通貨</u>の取扱いを開始してはならない。</p> <p>3 協会は、前項に基づき異議を述べるにあたっては、会員から届出のあった<u>仮想通貨</u>の取扱いの適否を判断するために必要な調査を行うものとする。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(概要説明書の公表等)</p> <p>第6条 会員は、新たに<u>暗号資産</u>の取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。</p> <p>2 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。</p> <p>3 会員は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。</p> | <p>(概要説明書の公表等)</p> <p>第6条 会員は、新たに<u>取扱仮想通貨</u>の取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。</p> <p>2 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。</p> <p>3 会員は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。</p> |
| <p>第4章 取扱開始後の対応</p> <p>(情報の収集等)</p> | <p>第4章 取扱開始後の対応</p> <p>(情報の収集等)</p> |
| <p>第7条 会員は、<u>取扱暗号資産</u>に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該<u>暗号資産</u>の価格に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に努めなければならない。</p> | <p>第7条 会員は、<u>取扱仮想通貨</u>に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該<u>仮想通貨</u>の価格に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に努めなければならない。</p> |
| <p>2 会員は、<u>取扱暗号資産</u>に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該<u>暗号資産</u>の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> | <p>2 会員は、<u>取扱仮想通貨</u>に関し、会員が特定した取扱リスク及び当該<u>仮想通貨</u>の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> |
| <p>3 会員は、前項の場合において、当該情報を公表しないことにより利用者保護が図られないおそれが認められる場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当該情報を公表しなければならない。</p> | <p>3 会員は、前項の場合において、当該情報を公表しないことにより利用者保護が図られないおそれが認められる場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当該情報を公表しなければならない。</p> |
| <p>(取扱リスクの検証)</p> | <p>(取扱リスクの検証)</p> |
| <p>第8条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、<u>取扱暗号資産</u>に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該<u>暗号資産</u>の取扱いの可否を改</p> | <p>第8条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、<u>取扱仮想通貨</u>に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該<u>仮想通貨</u>の取扱いの可否を改</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>めて判断しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該取扱<u>暗号資産</u>の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該<u>暗号資産</u>の取扱いの可否を改めて判断しなければならない。</p> <p>3 会員は、前二項に基づいて改めて取扱<u>暗号資産</u>の取扱いの可否を判断した結果、当該通貨が第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合その他必要審査項目に照らして当該通貨の取扱いが適切でないと判断した場合には、第5章の定めに従って当該取扱<u>暗号資産</u>の取扱いを中止又は廃止しなければならない。</p> | | <p>めて判断しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該取扱<u>仮想通貨</u>の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該<u>仮想通貨</u>の取扱いの可否を改めて判断しなければならない。</p> <p>3 会員は、前二項に基づいて改めて取扱<u>仮想通貨</u>の取扱いの可否を判断した結果、当該通貨が第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合その他必要審査項目に照らして当該通貨の取扱いが妥当でないと判断した場合には、第5章の定めに従って当該取扱<u>仮想通貨</u>の取扱いを中止又は廃止しなければならない。</p> |
| | <p>第5章 取扱中止等 (一時中止時の対応)</p> <p>第9条 会員は、取扱<u>暗号資産</u>の取り扱いを一時的に中止する場合には、原則として、一時中止を開始する日の前日（第5号に該当する場合には、一時中止を開始する日の30日前）までに、次の各号の事項について、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一時中止する<u>暗号資産</u>の名称 (2) 一時中止の開始日時 (3) 一時中止の終了日時（未定の場合にはその旨） (4) 一時中止を行う理由 (5) 一時中止する<u>暗号資産</u>の全部又は一部を利用者に返還する場合には、当該返還等の方針及び利用者に返還等を行うために必要となる情報 <p>2 会員は、一時中止を解除し、取扱いを再開する場合には、再開する日の1週間前までに、その旨を自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。ただし、一時中止の期間</p> | | <p>第5章 取扱中止等 (一時中止時の対応)</p> <p>第9条 会員は、取扱<u>仮想通貨</u>の取り扱いを一時中止する場合には、原則として、一時中止を開始する日の前日（第5号に該当する場合には、一時中止を開始する日の30日前）までに、次の各号の事項について、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一時中止する<u>仮想通貨</u>の名称 (2) 一時中止の開始日時 (3) 一時中止の終了日時（未定の場合にはその旨） (4) 一時中止を行う理由 (5) 一時中止する<u>仮想通貨</u>の全部又は一部を利用者に返還する場合には、当該返還等の方針及び利用者に返還等を行うために必要となる情報 <p>2 会員は、一時中止を解除し、取扱いを再開する場合には、再開する日の1週間前までに、その旨を自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。ただし、一時中止の期間</p> |

| | |
|--|---|
| <p>が 1 週間に満たない場合には、再開日の前日までに利用者に周知するものとする。</p> | <p>が 1 週間に満たない場合には、再開日の前日までに利用者に周知するものとする。</p> |
| <p>3 会員は、1 年を超えて一時中止を続けてはならない。</p> | <p>3 会員は、1 年を超えて一時中止を続けてはならない。</p> |
| <p>(取扱廃止時の対応)</p> | <p>(取扱廃止時の対応)</p> |
| <p>第 10 条 会員は、<u>取扱暗号資産</u>の取扱いを廃止する場合には、取扱中止日の 30 日前までに、法第 63 条の 20 第 3 項に基づく廃業公告の実施とともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> | <p>第 10 条 会員は、<u>取扱仮想通貨</u>の取扱いを廃止する場合には、取扱中止日の 30 日前までに、法第 63 条の 20 第 3 項に基づく廃業公告の実施とともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> |
| <p>2 前項に基づく周知を行う場合、会員は、次の各号の情報を利用者に提供しなければならない。</p> | <p>2 前項に基づく周知を行う場合、会員は、次の各号の情報を利用者に提供しなければならない。</p> |
| <p>(1) 取扱いを廃止する<u>暗号資産</u>（以下「<u>取扱廃止暗号資産</u>」という。）の名称 (2) 取扱廃止日時 (3) 取扱を廃止する理由 (4) 周知日において取扱廃止<u>暗号資産</u>を取り扱う他の<u>暗号資産交換業者</u>の有無及び当該業者の名称 (5) 取扱廃止<u>暗号資産</u>の返還等の方針 (6) 取扱廃止<u>暗号資産</u>の利用者への返還等を行うために必要となる情報</p> | <p>(1) 取扱いを廃止する<u>仮想通貨</u>（以下「<u>取扱廃止通貨</u>」という。）の名称 (2) 取扱廃止日時 (3) 取扱を廃止する理由 (4) 周知日において取扱廃止<u>通貨</u>を取り扱う他の<u>仮想通貨交換業者</u>の有無及び当該業者の名称 (5) 取扱廃止<u>通貨</u>の返還等の方針 (6) 取扱廃止<u>通貨</u>を利用者に返還等を行うために必要となる情報</p> |
| <p>3 会員は、取扱廃止日から起算して 5 年が経過するまでの間、利用者に帰属する取扱廃止<u>暗号資産</u>の残高が存在する限り、<u>法令</u>に基づき当該取扱廃止<u>暗号資産</u>を自己の固有財産（<u>履行保証暗号資産</u>を除く。）と分別して管理するものとし、当該利用者から返還を求められた場合には、速やかにこれに応じることとする。</p> | <p>3 会員は、取扱廃止日から起算して 5 年が経過するまでの間、利用者に帰属する取扱廃止<u>通貨</u>の残高が存在する限り、当該取扱廃止<u>通貨</u>を自己の固有財産と分別して管理するものとし、当該利用者から返還を求められた場合には、速やかにこれに応じることとする。</p> |
| <p>(協会への報告等)</p> | <p>(協会への報告等)</p> |
| <p>第 11 条 会員は、<u>取扱暗号資産</u>の取扱いを一時中止する場合には、原則として、当該中止を公表する前日までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。</p> | <p>第 11 条 会員は、<u>取扱仮想通貨</u>の取扱いを一時中止する場合には、原則として、当該中止を公表する前日までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。</p> |
| <p>(1) 第 9 条第 1 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日</p> | <p>(1) 前条第 1 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日</p> |

| | | | |
|-----------------|---|---------|---|
| | (3) 一時中止する <u>暗号資産</u> の保有者数、 保有数量及び保有金額 | | (3) 一時中止する <u>仮想通貨</u> の保有者数、 保有数量及び保有金額 |
| 2 | 会員は、取扱 <u>暗号資産</u> の一時中止に係る措置を解除し、当該 <u>暗号資産</u> の取扱いを再開する場合には、当該再開を公表する日の相当期間前までに、次の各号に掲げる事由を協会に届け出なければならない。会員は、本項に基づく届出を行った場合において、当該会員が当該 <u>暗号資産</u> の取扱いを再開することについて、協会から異議が出された場合においては、当該 <u>暗号資産</u> の取扱いを再開してはならない。 | 2 | 会員は、取扱い <u>仮想通貨</u> の一時中止に係る措置を解除し、当該 <u>仮想通貨</u> の取扱いを再開する場合には、当該再開を公表する日の相当期間前までに、次の各号に掲げる事由を協会に届け出なければならない。会員は、本項に基づく届出を行った場合において、当該会員が当該 <u>仮想通貨</u> の取扱いを再開することについて、協会から異議が出された場合においては、当該 <u>仮想通貨</u> の取扱いを再開してはならない。 |
| | (1) 取扱いを再開する理由 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 | | (1) 取扱いを再開する理由 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 |
| 3 | 会員は、取扱 <u>暗号資産</u> の取扱いを廃止する場合には、当該 <u>廃止</u> に係る廃業公告を行う日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 前条第2項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 廃業公告の方法及び廃業公告の実施日 (4) 取扱廃止 <u>暗号資産</u> の保有者数、保有数量及び保有金額 (5) 取扱廃止の機関決定日 (6) <u>暗号資産</u> の返還等の方針（取扱廃止日以降の取扱いを含む。） | 3 | 会員は、取扱 <u>仮想通貨</u> の取扱いを廃止する場合には、当該 <u>中止</u> に係る廃業公告を行う日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 前条第2項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 廃業公告の方法及び廃業公告の実施日 (4) 取扱廃止 <u>仮想通貨</u> の保有者数、保有数量及び保有金額 (5) 取扱廃止の機関決定日 (6) <u>仮想通貨</u> の返還等の方針（取扱廃止日以降の取扱いを含む。） |
| 第6章 その他 (公表) | | 第6章 その他 | |
| 第12条 | 協会は、会員が新たな <u>暗号資産</u> を取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 当該会員が新たに取り扱う <u>暗号資産</u> の名称 (2) 会員が作成した当該取扱 <u>暗号資産</u> に係る概要説明書 (3) 取扱開始日 | 2 | 協会は、会員が新たな <u>仮想通貨</u> を取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 当該会員が新たに取り扱う <u>仮想通貨</u> の名称 (2) 会員が作成した当該取扱 <u>仮想通貨</u> に係る概要説明書 (3) 取扱開始日 |
| 2 | 協会は、会員が更新した概要説明書を受領した場合には、速やかにこれを公表 | 2 | 協会は、会員が更新した概要説明書を受領した場合には、速やかにこれを公表 |

| | |
|---|---|
| | する。 |
| 3 | <p>協会は、会員から前条第1項に基づく取扱<u>暗号資産</u>の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを中止する<u>暗号資産</u>の名称</p> <p>(2) 取扱中止日時</p> |
| 4 | <p>協会は、会員から前条第2項に基づく取扱<u>暗号資産</u>の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを再開する<u>暗号資産</u>の名称</p> <p>(2) 取引再開日時</p> |
| 5 | <p>協会は、会員から前条第3項に基づく取扱<u>暗号資産</u>の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを廃止する<u>暗号資産</u>の名称</p> <p>(2) 取扱廃止日時</p> |
| (相互協力) | |
| 第13条 会員は、取扱 <u>暗号資産</u> について、他の会員から当該 <u>暗号資産</u> に係る情報（取扱リスクや <u>暗号資産</u> の価格に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。）の提供を求められた場合には、合理的な範囲においてこれに応じることに努めるものとする。 | |
| | する。 |
| 3 | <p>協会は、会員から前条第1項に基づく取扱<u>仮想通貨</u>の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを中止する<u>仮想通貨</u>の名称</p> <p>(2) 取扱中止日時</p> |
| 4 | <p>協会は、会員から前条第2項に基づく取扱<u>仮想通貨</u>の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを再開する<u>仮想通貨</u>の名称</p> <p>(2) 取引再開日時</p> |
| 5 | <p>協会は、会員から前条第3項に基づく取扱<u>仮想通貨</u>の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けて、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを廃止する<u>仮想通貨</u>の名称</p> <p>(2) 取扱廃止日時</p> |
| (相互協力) | |
| 第13条 会員は、取扱 <u>仮想通貨</u> について、他の会員から当該 <u>仮想通貨</u> に係る情報（取扱リスクや <u>仮想通貨</u> の価格に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。）の提供を求められた場合には、合理的な範囲においてこれに応じることに努めるものとする。 | |